

やまぐち子育て連盟規約

(名称)

第1条 この団体は、やまぐち子育て連盟（以下「連盟」という。）という。

(事務所)

第2条 連盟は、事務所を山口市滝町1番1号に置く。

(目的)

第3条 連盟は、企業、地域、行政等が協働して、若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てが出来る切れ目ない支援を県民運動として展開し、社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 少子化対策・子育て支援、子どもの貧困対策の推進のための普及啓発に関する事業
- (2) 少子化対策・子育て支援、子どもの貧困対策の推進のために必要な情報収集及び提供に関する事業
- (3) 少子化対策・子育て支援、子どもの貧困対策の推進のための具体的な実践活動に関する事業
- (4) その他この団体の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 連盟は、別表に掲げる団体をもって組織する。

(役員)

第6条 連盟に、次の役員を置く。

- (1) キャプテン 1名
- (2) 副キャプテン 2名
- 2 キャプテンは、知事を充てる。
- 3 副キャプテンは、キャプテンが指名する。

(分掌)

第7条 キャプテンは、連盟を代表し、その業務を統括する。

- 2 副キャプテンは、キャプテンを補佐する。

(総会)

第8条 連盟の総会（以下「総会」という。）は、キャプテンが招集する。

(権能)

第9条 総会は、連盟の運営に関する重要な事項を議決する。

(事務局)

第10条 連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課に置く。

(その他)

第11条 この規約に規定するもののほか、連盟の運営に関し必要な事項は、キャプテンが別に定めることができる。

附 則

この規約は、平成26年8月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年9月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年10月5日から施行する。